10月1日は浄化槽の日
浄化槽 汚れていませんか？

浄化槽は、トイレや台所などから排出される汚れた水を、微生物の働きを利用してきれいにし、美しく豊かな自然を守っています。浄化槽の機能を適正に保つためには、保守点検･清掃･法定検査が大切です。なお、適正に行われていない場合は、罰則規定があります。

保守点検　県に登録されていて、浄化槽管理士がいる浄化槽保守点検業者に、汚泥(微生物)の管理、機器の点検、消毒剤の補充などをしてもらいましょう。(家庭用では、年3～4回以上)

清　掃　市長の許可を受けた浄化槽清掃業者に、槽内部にたまった汚泥の抜き取り、機器類の洗浄、掃除などをしてもらいましょう。(年１回、全ばっ気方式は６カ月に１回以上)

法定検査　保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するための検査です。浄化槽法では、年１回、県の指定検査機関である三重県水質検査センターの検査を受けることが義務付けられています。

浄化槽の正しい使い方

- 台所から天ぷら油などを流さない
- トイレではトイレットペーパー以外のものを流さない
- 送風機(ブロア)の電源を切らない

合併処理浄化槽の設置を

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水の両方を処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができます。

すでに設置されている単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換の努力義務が法律で定められています。合併処理浄化槽を設置する人には補助金を交付していますので、補助条件など詳しくは、津市ホームページをご覧いただくか、下水道総務課または各総合支所地域振興課へお問い合わせください。

問い合わせ　下水道総務課　☎239-1038　FAX239-1037

個人市民税・県民税の公的年金からの特別徴収制度
～新たに10月から引き落としになる人をお知らせします～

公的年金からの特別徴収制度とは

公的年金を受給している人が、個人市民税・県民税を年金からの引き落としにより納付する制度です。

新たに対象となる人は

平成26年度に年金から特別徴収(年金からの引き落とし)されていない人で、下記に該当する人は、平成27年10月支給分の年金から特別徴収が開始されます。対象者には、６月に届いた「平成27年度市民税･県民税納税通知書」に、お知らせを同封しています。

※平成26年度途中に年金からの特別徴収が中止になった人も含まれます。

対象(以下の条件を全て満たす人)

- 昭和25年４月２日以前に生まれた人
- 平成26年中の所得が公的年金のみで、平成27年度個人市民税・県民税が課税されている人
- 平成27年１月１日以降、引き続き市内に居住している人
- 年金から介護保険料が引き落とされている人

納付方法

今年度は年税額の半分を、今までどおり第１期・第２期に分けて普通徴収で納付し、残り半分は３回(10月、12月、来年２月)に分けて年金から引き落とされます。

納付月と納付割合

	普通徴収（納付書または口座振替）		特別徴収（年金からの引き落とし）		
納付月	平成27年６月（第１期）	平成27年８月（第２期）	平成27年10月（年金支給月）	平成27年12月（年金支給月）	平成28年２月（年金支給月）
納付割合	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

※平成28年度分の仮徴収として、平成28年２月分と同額を、平成28年４月・６月・８月の年金から特別徴収します。

※津市外へ転出した場合や、税額に変更があった場合などには、公的年金からの引き落としが中止になることがあります。引き落としが中止になった場合は、あらためて納税通知書などでお知らせします。

問い合わせ　市民税課　☎229-3130　FAX229-3331